

令和5年度やまがた農地リフレッシュ&アクション事業費補助金交付要綱

(目的及び交付)

第1条 知事は、新規就農者や地域の担い手が行う遊休農地の再生利用活動を支援するため、やまがた農地リフレッシュ事業実施要領（令和5年4月3日付け農計第24号。以下「実施要領」という。）の第2に規定する事業実施主体（以下「事業実施主体」という。）が行う事業実施要領第3に規定する事業に対し市町村が補助金を交付する事業を行う場合において、山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和35年8月県規則第59号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で当該市町村に対し補助金を交付する。

(補助対象経費及び補助金の額)

第2条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、事業実施主体が行う実施要領別表に掲げる補助対象事業に要する経費とし、補助金の額は、補助対象経費の4分の1に相当する額（算出された金額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）とする。

(補助金交付申請)

第3条 規則第5条に規定する補助金交付申請書（規則別記様式第1号）について、知事が別に定める日までに、事業計画書（別記様式第1号）を添付したうえで、知事に提出するものとする。

2 市町村長は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方交付税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下、「消費税仕入控除額」という。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該交付金に係る消費税仕入控除額が明らかでない場合は、この限りではない。

(交付の条件)

第4条 規則第7条第1項第1号に規定する軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

(1) 事業実施主体の変更

(2) 補助対象経費の増額又は3割を超える減額

2 規則第7条第1項第1号の規定により知事の承認を受けようとするときは、変更等承認申請書（別記様式第2号）を知事に提出しなければならない。

3 規則第7条第1項第2号の規定により知事の指示を受けようとするときは、補助事業が予定の期間内に完了しない理由又は補助金事業の遂行が困難になった理由及び遂行状況を記載した遅延届出書（別記様式第4号）を提出しなければならない。

4 規則第7条第2項の規定に基づき付する条件は次のとおりとする。

(1) 市町村長は、事業実施主体に補助金を交付するときは、規則及び本要綱に定め

る条件、その他知事が補助金の交付の決定に際して付した条件と同様の条件を付さなければならない。

(概算払)

第5条 補助金は、交付すべき補助金の額が確定した後に支払うものとする。ただし、知事が必要と認めるときは、補助金の概算払を行うことがある。

2 市町村長は、概算払を受けようとする場合は、概算払を必要とする理由を記載した概算払請求書（別記様式第3号）を知事に提出しなければならない。

(状況報告)

第6条 規則第12条の規定による補助事業遂行状況報告書（規則別記様式第2号）は、令和5年9月末日現在の状況を、記載した事業遂行状況報告書（別記様式第4号）を添付して翌月31日までに、知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第7条 規則第14条の規定による補助事業実績報告書（規則別記様式第2号）について、事業完了後30日を経過する日又は令和6年4月10日のいずれか早い日までに、事業実績書（別記様式第1号）を添付したうえで、知事に提出しなければならない。

2 第3条第2項ただし書により交付の申請をしたものは、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第3条第2項ただし書により交付の申請をしたものは、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額報告書（別記様式第5号）により速やかに知事に報告するとともに、知事による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(帳簿の備付け等)

第8条 規則第21条に規定する帳簿及び証拠書類は、令和6年度から起算して5年間保管するものとする。

附 則

この要綱は、令和5年4月3日から施行する。